

千葉市営住宅の空き家に係る共益費負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、入居者の募集を停止したことにより空き家が生じた場合、千葉市営住宅条例（昭和36年3月27日条例第5号。以下「条例」という。）第24条の規定により市営住宅の入居者が負担することとされている費用のうち、共同施設及び付帯施設（以下共用部分等という。）の共益費の一部を本市が負担することに関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策空家 建替事業、用途廃止、耐震性能が劣る、その他不測の事態への対応等の理由により、市長が入居者の募集を停止した結果、生じた空き家のことをいう。
- (2) 共益費 市営住宅の入居者が、共に利益を受けている共用部分等の維持・管理のために支出する費用のことをいう。

(負担の対象)

第3条 負担金の交付対象とする空き家は、前条における政策空家とする。

(負担の対象とする共益費)

第4条 負担金の交付対象とする共用部分等の共益費は、次のとおりとする。ただし、市から補助金等を受けている場合はその金額を除く。

- (1) 電気料金
- (2) ガス料金
- (3) 水道料金
- (4) 下水道料金

(負担の対象戸数)

第5条 負担金の交付対象とする空き家戸数は、毎月1日現在を基準日とする。

(単年度負担額)

第6条 年度ごとの負担金の交付額は次の算式により算出した額とする。ただし、負担額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

$$\text{第4条に定める費用年額} \times \frac{\text{各月の交付対象とする空き家戸数の合計}}{\text{対象となる市営住宅の総戸数} \times \text{管理月数}} \quad (4月 \sim 3月)$$

(支払方法)

第7条 前条で算出した負担金は、当該費用が発生した年度の翌年度に1回交付する。

(負担の期間)

第8条 負担の始期は、政策空家が発生した日の属する月の翌月月初とし、終期は政策空家でなくなった日または市長が指定した退去日の属する月の月末とする。

(負担金の交付申請)

第9条 負担金の交付を受けようとする自治会等の代表者は、市営住宅共益費負担金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 各事業者からの領収書等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請があったとき、これを審査して負担金の交付の可否等を決定し、その内容を申請者に通知（第2号様式）するものとする。

2 共益費が適正に管理されていない場合は、これを交付しないものとする。

附 則

(施行)

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成28年4月1日以降に発生した共益費から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

市営住宅共益費負担金交付申請書

千葉市長

団体名

代表者氏名

代表者住所

千葉市営住宅の空き家に係る共益費負担金交付要綱第9条の規定により申請します。

1 該当年度 令和 年度

2 共益費料金合計金額

・電気料金 _____円 ・ガス料金 _____円 ・上下水道料 _____円

3 補助金等合計金額

・防犯街灯補助金 _____円 ・受益者負担金 _____円 ・その他補助金 _____円

4 添付書類

上記2、3の金額を証明する書類（領収書、口座引き落としの場合は通帳のコピー）

5 振込み先

振込指定金融機関	銀行・信金		本店				
	金庫・信託		支店				
預金種別	普通		当座				
口座番号							
(フリガナ)							
口座名義人							

様式第1号（第9条関係）別紙

	電気料金	ガス料金	上下水道 料金	受益者負担金 (集会所使用料等)	防犯街灯 補助金
4月分	円	円	円	円	円
5月分	円	円	円	円	
6月分	円	円	円	円	
7月分	円	円	円	円	
8月分	円	円	円	円	
9月分	円	円	円	円	
10月分	円	円	円	円	
11月分	円	円	円	円	
12月分	円	円	円	円	
1月分	円	円	円	円	
2月分	円	円	円	円	
3月分	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	円

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

市営住宅共益費負担金交付決定通知書

団体名

代表者住所

代表者氏名 様

千葉市長

令和 年 月 日付けで申請のあった負担金の交付について、以下のとおり決定したので、千葉市営住宅の空き家に係る共益費負担金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 負担金の交付の可否

可 否

理由 _____

2 負担金交付決定額

_____円